

Co.マチ五艘みどりの協定

(名称)

第1条 この協定の名称を、「Co.マチ五艘みどりの協定」(以下「協定」)とする

(目的)

第2条 この協定は、Co.マチ五艘地内の緑化に関する規定を設けることにより、緑豊かで快適な住環境の実現を図り、もって資産価値の維持、向上に寄与することを目的とする。

(協定区域)

第3条 協定の対象区域は(株)OSCAR J.J が富山市より開発行為の許可を受けた、富山市指令建指第 H30 開発 005 号の開発区域内とする。

(協定の効力)

第4条 協定の効力は、協定区域内に2以上の土地所有者が存することとなった時から発生する。(共有の場合は1区画ごとに土地所有者を1とする。)

(緑化に関する事項)

第5条 土地所有者は、建築工事完了後1年以内に別表「敷地内緑化基準」の緑化をおこなうものとする。尚、樹木の種類については、アジサイ、ツツジ、ドウダンツツジ、ヒイラギナンテン、マサキ、キンマサキ、キンモクセイ、ハナミズキ、ヤマボウシ、シャラを推奨する。

(植栽の維持管理)

第6条 土地所有者は、植栽(樹木、芝生、生垣)を良好に維持管理(除草、剪定、害虫駆除、雪囲い)するよう努めなければならない、みだりに伐採してはならない。

(協定の有効期間)

第7条 協定の有効期間は、効力が発生した日から10年間とし、期間満了時までには土地所有者の過半数による廃止の申し出がなかったときはさらに10年間延長する。

(協定の変更及び廃止)

第8条 協定の変更及び廃止は、土地所有者の過半数の同意を得るものとする。

(代表者の設置)

第9条 協定を運営するために、代表者を設置する。代表者は、Co.マチ五艘施設維持管理会が発足するまでは協定設定者とし、発足後は Co.マチ五艘施設維持管理会の会長が兼務する。

(協定に違反した者に対する措置)

第10条 協定に違反した者、または協定を履行しない者に対して、代表者は是正勧告をおこなうものとする。是正勧告を受けた者は速やかに本協定の内容に合致するよう措置を講じなければならない。

平成30年11月設定

協定設定者

富山市二口町4丁目7番地の14
株式会社 OSCAR J.J

別表 敷地内緑化基準

1 緑化面積

- (1) 緑化面積は敷地面積の100分の5以上を確保すること。
- (2) 接道部に最低1本の樹木を植栽すること。

2 緑化の原則

- (1) 土壌、太陽光、雨など樹木等の生育する環境を十分備えていること。
- (2) 高木及び中木、低木を組み合わせることで量感と連続性のある緑化に努めること。
- (3) 既存の樹木は、可能な限り現状で保存すること。
- (4) 緑化を行う土地には、樹木にツル植物、地被植物、草花等を組み合わせるよう努めること。

3 樹木の植栽方法

- (1) 高木、中木を植栽する場合は、根、枝が充分生育できるように、建物の壁面位置や塀などに注意し、樹木の周囲に十分な空間を確保すること。
- (2) 道路境界線、隣地境界線の位置に配慮し、樹木の枝張りの道路へのはみ出しや隣地へのはみ出し等によるトラブルのないよう注意すること。

4 緑化面積算定基準

(1) 樹木で植栽する土地の緑化面積

樹木を植栽する土地の面積を緑化面積とする。ただし、植栽する樹木1本あたりの緑化面積の合計が、樹木を植栽する土地面積に満たなければ、樹木1本あたりの緑化面積の合計とする。

樹木1本あたりの緑化面積は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------------|--------------------|
| ① 高木（樹木の高さ植栽時で2m以上、成木で3mを超えるもの） | 3.5 m ² |
| ② 中木（樹木の高さ植栽時で1m以上、成木で1.5mを超え3m以下のもの） | 1.5 m ² |
| ③ 低木（樹木の高さ植栽時で0.3m以上、成木で1.5m以下のもの） | 0.5 m ² |

低木などで緑化し、さらに高木を植栽する場合、対象の土地の緑化面積に加え、高木1本あたり1m²を加算できるものとする。

(2) 生け垣の緑化面積

生け垣を設置する場合は、「幅0.6m×長さ」で得た数値を、緑化面積とすることが出来る。

(3) 芝生の緑化面積

芝生を植栽する場合は、「植栽面積×0.5」で得た数値を、緑化面積とすることが出来る。

5 植栽本数

必要緑化面積5m²毎に中木を1本以上、同10m²毎に高木を1本以上植栽するよう努めること。(例 必要緑化面積10m²の場合：高木1本以上及び中木2本以上)